

銚子市告示第35号

公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設に係る指定管理者を指定した。

平成22年4月16日

銚子市長 野 平 匡 邦

- 1 管理を行わせる公の施設 銚子市前宿町597番地
銚子市立病院
- 2 指定する団体 銚子市若宮町4番地の8
医療法人財団銚子市立病院再生機構
理事長 笠 井 源 吾
- 3 指定の期間 平成22年5月1日から平成27年3月31日まで